

東京圏への人口の過度な集中を是正するための大規模事業所 及び大学の立地等に関する特別措置法案（骨子案）

一 目的

東京圏への過度な人口集中を是正するため、大規模事業所・大学の東京圏での新設・増設の制限及び地方圏への移転の促進並びに若者の地元定着に資する地方大学の振興を図るとともに、地方圏における魅力的な中枢都市の形成を支援することにより、地方圏での魅力ある地域社会の形成と東京圏の生活環境の向上を図り、もってまち・ひと・しごと創生に寄与する。

二 定義

- 1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- 2 地方圏：東京圏以外の区域
- 3 大規模事業所：事務所又は事業所（政令で定めるものを除く。）のうち、従業員数が一定数以上のもの

【政令で除外するもの(例)】

- ・ グローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点（国が東京都を総合特区に認定）
- ・ 医療・介護等に関する事業所

- 4 地方大学：地方圏に所在する大学

三 大規模事業所の東京都の区域での新設・増設の制限、地方圏への移転の促進

- 1 東京都の区域では、大規模事業所を新設し、又は増設してはならない。
注）従業者数の増加を伴わないもの等は除く。
- 2 国は、企業が、東京圏から地方圏にその機能の全部又は一部を移転する計画を作成して移転先道府県（東京圏に所在する県を除く。）の計画に適合する旨の認定を受け、当該計画に従って移転をした場合を対象とする税制上の優遇措置を創設する。

【道府県が作成する計画の内容(想定)】

企業の移転受け入れの目標、受け入れを促進する区域、計画期間、受け入れ促進のために行う事業 等

【税制優遇措置の例】

現行の地方拠点強化税制に加え、法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税の課税標準を十年間二分の一とする制度を創設

四 大学の東京都の区域での新設・増設の制限、地方圏への移転の促進

- 1 東京都の区域では、大学を新設し、又は増設してはならない。
注) 入学定員の増加を伴わないもの等は除く。
- 2 国、道府県（東京圏に所在する県を除く。以下同じ）は、大学が、東京圏から地方圏にその機能の全部又は一部を移転する計画を作成して国から認定を受けた場合、当該計画に沿って行う移転の費用を補助することができる。

五 地方大学の振興

- 1 国は、地方大学の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）を定める。
- 2 国は、道府県が、基本方針を勘案して「大学振興計画」を定め、当該計画に基づく事業を実施する場合に、必要な財政措置を講ずることができる。

【道府県が作成する大学振興計画の内容（想定）】

大学の振興に関する目標、計画期間、推進体制の整備、基本的な施策（人材育成、産学公連携等の分野での連携） 等

- 3 国は、地方大学が、「大学魅力向上計画」を作成して国から適当と認められ、当該計画に基づく事業を実施する場合に、その費用を補助することができる。

【地方大学が作成する大学魅力向上計画の内容（想定）】

大学の魅力向上に関する目標、計画期間、推進体制の整備、取組内容 等

- 4 国は、地方大学が東京圏の大学よりも低廉な授業料及び入学料を設定できるよう、地方大学に対して必要な財政措置を講ずる。

【措置の内容】

- ・国公立大学の標準授業料について、東京圏の大学よりも地方大学の方がより低廉な額となるように設定する。
- ・国は、私立大学に対し、授業料等の引き下げに相当する額を補填する補助金等を創設する。

- 5 国は、日本学生支援機構が、大学卒業後に地方圏において就職した者を対象とする学資金の全部又は一部の返還免除制度を創設した場合、同機構に対し、学資金の返還免除に相当する額を補てんする。

六 地方圏における中枢都市の形成

国は、地方圏において、東京圏からの人材の還流に資する魅力的な中枢都市を形成するため、地方都市の産業の活性化、住民生活の向上、文化の振興等、都市機能の高度化が図られるよう必要な措置を講ずる。